

# あたたかいご寄付をありがとうございました

この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ（所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。

（令和6年6月受付分）

## <福祉推進のために>

○川島 定則様（端野町） 50,000円

○岡田 貢、小林龍彦、守谷英和様（北見市） 10,000円

## <故人が生前お世話になったため>

○丹羽 千代子様（端野町） 30,000円

○中野 佳子様（端野町） 30,000円

○田中 勇様（端野町） 30,000円

○佐藤 功様（留辺蘂町） 10,000円

○福田 健一様（留辺蘂町） 10,000円

○牧野 篤嗣様（留辺蘂町） 50,000円

## <創業90周年記念として>

○（株）松浦板金工業所様（豊地） 500,000円